

規律調査会規程

2025年8月27日施行

(目的)

第1条 この規程は、定款第62条の規定に基づき設置される規律調査会（以下「調査会」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

(検討事項)

第2条 調査会は、定款第12条第1項に規定する会員に対する制裁又は第30条第3項に規定する役員又は役員であった者に対する処分等の措置の可否及び内容について、検討を行う。

(委員の選任等)

第3条 調査会は3名以上の委員で構成するものとする。

- 2 委員は、検討を行う案件に応じて、役職員以外の学識経験者、弁護士等のうちから理事会が選任する。
- 3 委員の任期は選任の対象となった案件に係る検討の終了までとする。
- 4 本機関は、委員の名簿を作成し、本機関の情報管理規程第4条に規定する「部外秘」の秘密情報として管理し、非公表とする。
- 5 理事会は、委員が職務の遂行に支障がある場合、不正と認められる行為があった場合、又はその他正当な理由があるときは、委員を解任することができる。

(議長の選任等)

第4条 調査会に、委員の中から理事会が選任する議長を置く。

- 2 議長は、会務を総理し、調査会を代表する。
- 3 議長に事故がある場合は、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(調査会の招集)

第5条 調査会は、議長又は理事会が必要と認めたときに招集する。

(会議)

第6条 調査会は、全委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 調査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 3 議長は、緊急性がある場合その他必要と認める場合には、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、調査会の議決を行うことができる。

(議事録)

第7条 調査会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、本機関の情報管理規程第4条に規定する「部外秘」の秘密情報として管理し、非公表とする。

(報酬)

第8条 本機関は、次の各号に掲げるところにより、委員に対し、報酬及び交通費を支給する。

- 一 報酬 調査会の1回の出席につき30,000円とし、左記金額から源泉徴収を行う。
- 二 交通費 原則として、委員の勤務先又は自宅の最寄り駅から調査会開催場所の最寄り駅までの合理的な経路による実費とする。
- 三 支給は 委員の指定する銀行口座振込により、選任の対象となった案件の検討終了の翌月末迄に行う。

(守秘義務)

第9条 委員は、委員としての業務を通じ知り得た秘密情報を漏洩、盗用、又は委員としての業務以外の目的での利用をしてはならない。

(差別的取扱いの禁止)

第10条 委員は、委員としての業務において、特定の利害関係者に利益又は不利益となる言動その他の差別的取扱いを行ってはならない。

(幹事)

第11条 調査会の幹事となる部は、紛争解決対応室とする。

(その他)

第12条 上記に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、理事会にて定める。

2 前項に関わらず、議事の手続その他調査会の運営に関し必要な事項（重要な事項を除く。）は、議長が調査会に諮って定める。

附則 この規程は、2025年8月27日から施行する